

平成 2 4 年 流 山 市 議 会 第 1 回 定 例 会 議 案

2 月 1 6 日 招 集
流 山 市

目 次

- 1 平成24年度流山市一般会計予算
- 2 平成23年度流山市一般会計補正予算（第7号）
- 3 住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について
- 4 専決処分の承認を求めることについて
（流山市税条例の一部を改正する条例）
- 5 流山市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 流山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 8 平成24年度流山市介護保険特別会計予算
- 9 平成23年度流山市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 10 平成24年度流山市後期高齢者医療特別会計予算
- 11 平成23年度流山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 12 流山市教職員住宅設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- 13 流山市福社会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 14 流山市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 15 平成24年度流山市国民健康保険特別会計予算
- 16 平成23年度流山市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 17 流山市自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
- 18 流山市空き地の雑草等の除去に関する条例の制定について
- 19 平成24年度流山市西平井・鱈ヶ崎土地区画整理事業特別会計予算
- 20 平成23年度流山市西平井・鱈ヶ崎土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）
- 21 平成24年度流山市公共下水道特別会計予算
- 22 平成23年度流山市公共下水道特別会計補正予算（第4号）
- 23 平成24年度流山市水道事業会計予算

- 2 4 平成23年度流山市水道事業会計補正予算（第4号）
- 2 5 流山市街づくり条例の制定について
- 2 6 流山市景観条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 7 流山市 地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 の一部を改正する条例の制定について
- 2 8 流山市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 9 流山市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 0 流山市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 1 市道路線の認定について
- 3 2 市道路線の廃止について

- 1 専決処分の報告について
- 2 専決処分の報告について
- 3 専決処分の報告について
- 4 専決処分の報告について

議案第 3 号

住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について

住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成24年2月16日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行により、一定の外国人が住民基本台帳法の適用を受けることとなることに伴い、関係する条例について整理等を行うためである。

住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例

(流山市農業災害による農業経営維持安定資金利子補給条例の一部改正)

第1条 流山市農業災害による農業経営維持安定資金利子補給条例(昭和41年流山市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「、又は外国人登録原票に登録され」を削る。

(流山市敬老祝金支給条例の一部改正)

第2条 流山市敬老祝金支給条例(昭和50年流山市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「又は外国人登録法(昭和27年法律第125号)に基づく登録」を削る。

(流山市心身障害者福祉作業所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 流山市心身障害者福祉作業所の設置及び管理に関する条例(昭和53年流山市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第9条中「、又は外国人登録原票に登録され」を削る。

(流山市遺児等手当支給条例の一部改正)

第4条 流山市遺児等手当支給条例(昭和56年流山市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号及び第4条中「、又は外国人登録原票に登録され」を削る。

(流山市印鑑条例の一部改正)

第5条 流山市印鑑条例(昭和56年流山市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「次の各号のいずれかに該当するもの」を「住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者」に改め、同項各号を削る。

第5条第2項第3号中「氏名」の次に「(外国人住民(住民基本台帳法第30条の45の外国人住民をいう。以下同じ。))の住民票に通称(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の26第1項の通称をいう。以下同じ。))が記録されている場合にあつては、氏名及び通称)」を加え、同項に次の1号を加える。

(6) 外国人住民のうち、非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合においては、当該氏名のカタカナ表記

第6条第2項第1号中「又は外国人登録原票に記録又は登録され」を「に記録され」に、「若しくは名又は氏名」を「、名若しくは通称又は氏名若しくは通称」に改め、同項第2号中「氏名」の次に「又は通称」を加え、同条に次の1項を加える。

3 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民のうち、非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合においては、当該印鑑を登録することができる。

第10条中「若しくは」を「又は」に改め、「又は外国人登録法に基づく申請により外国人登録原票の登録事項を変更した場合」及び「又は変更」を削る。

第12条の見出し中「まっ消」を「抹消」に改め、同条第1項中「まっ消する」を「抹消する」に改め、同条第2項中「まっ消する」を「抹消する」に改め、「、又は外国人登録原票が他の市町村に送付され、若しくは閉鎖され」を削り、「又は名を変更したため」を「若しくは名（外国人住民にあつては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。）の変更（登録されている印影を変更する必要のない場合を除く。）又は外国人住民にあつては住民基本台帳法第30条の45の表の上欄に掲げる者ではなくなったこと（日本の国籍を取得した場合を除く。）により、」に、「まっ消すべき」を「抹消すべき」に改め、同条第3項中「まっ消したときは、印鑑登録まっ消通知書により当該まっ消」を「抹消したときは、印鑑登録抹消通知書により当該抹消」に改める。

第14条第1項第1号中「氏名」の次に「（外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては、氏名及び通称）」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 外国人住民のうち、非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けている場合にあつて

は、当該氏名のカタカナ表記

(流山市児童育成手当支給条例の一部改正)

第6条 流山市児童育成手当支給条例(昭和57年流山市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「、又は外国人登録原票に登録され」及び「又は外国人登録原票への登録」を削る。

(流山市流行性耳下腺炎予防接種条例の一部改正)

第7条 流山市流行性耳下腺炎予防接種条例(昭和59年流山市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「、又は外国人登録法(昭和27年法律第125号)に基づく外国人登録原票に登録され」を削る。

(流山市入学準備金貸付条例の一部改正)

第8条 流山市入学準備金貸付条例(平成11年流山市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「又は外国人登録法(昭和27年法律第125号)」及び「又は登録」を削る。

(流山市障害者就労支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第9条 流山市障害者就労支援センターの設置及び管理に関する条例(平成16年流山市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「、又は外国人登録原票に登録され」を削る。

(流山市福祉手当の支給に関する条例の一部改正)

第10条 流山市福祉手当の支給に関する条例(平成19年流山市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第4条中「、又は外国人登録原票に登録され」を削る。

(流山市重度障害者医療費及び特定疾病者医療費の支給に関する条例の一部改正)

第11条 流山市重度障害者医療費及び特定疾病者医療費の支給に関する条例(平成19年流山市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「、又は外国人登録原票に登録され」を削る。

(流山市自治基本条例の一部改正)

第12条 流山市自治基本条例(平成21年流山市条例第1号)の一部

を次のように改正する。

第3条第1号中「又は外国人登録原票に記載され」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。
(流山市印鑑条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第5条の規定による改正前の流山市印鑑条例(以下「改正前印鑑条例」という。)の規定により印鑑の登録を受けている改正前印鑑条例第2条第2号に掲げる者(以下「改正前印鑑登録外国人」という。)のうち、住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成21年法律第77号。)による改正後の住民基本台帳法(以下「改正後の住民基本台帳法」という。)の規定により住民票に記載されることとなる改正後の住民基本台帳法第30条の45の外国人住民以外のもの(以下「印鑑登録抹消対象外国人」という。)に係る印鑑の登録については、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において、職権で抹消するものとする。この場合においては、印鑑登録抹消対象外国人に対し、当該印鑑の登録が抹消されたことを通知するものとする。
- 3 改正後の住民基本台帳法の規定による住民票への移行に伴い、改正前印鑑登録外国人であって印鑑登録抹消対象外国人以外のものの印鑑の登録事項について変更が生じる場合は、当該登録事項について施行日において、職権で印鑑登録原票を修正するものとする。

議案第 4 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成24年2月16日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 地方税法の一部を改正する法律が平成23年12月14日に公布され、同日をもって施行されたことに伴い、平成24年1月1日を賦課期日とする平成24年度の個人の市民税の賦課について特に緊急を要したため、平成23年12月28日付けで専決処分したので、その承認を求めるためである。

専 決 処 分 書

流山市税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成23年12月28日

流山市長 井 崎 義 治

流山市税条例の一部を改正する条例

流山市税条例（昭和２６年流山市条例第８号）の一部を次のように改正する。

附則第１９条第１項中「この条において」を「この項において」に、「
（）については」を「（）がある場合には、特例損失金額（同条第３項に規定する災害関連支出がある場合には、第３項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について」に、「当該特例損失金額」を「当該損失対象金額」に改め、「平成２４年度以後の年度分」の次に「で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分」を加え、「平成２３年」を「当該損失対象金額が生じた年」に改め、同条第２項を削り、同条第３項中「第１項前段」を「前項前段」に、「特例損失金額」を「損失対象金額」に、「この条において」を「この項において」に、「平成２３年」を「当該親族資産損失額が生じた年」に改め、同項を同条第２項とし、同条中第４項を削り、第５項を第３項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 号

流山市税条例の一部を改正する条例の制定について
流山市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成24年2月16日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律等の施行に伴い市民税の均等割の特例等を定めるほか、所要の改正を行うためである。

流山市税条例の一部を改正する条例

(流山市税条例の一部改正)

第1条 流山市税条例（昭和26年流山市条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則第11条の2中「2,910円」を「2,190円」に改める。

第2条 流山市税条例の一部を次のように改正する。

第85条中「4,618円」を「5,262円」に改める。

附則第3条の4を次のように改める。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第3条の4 第33条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第33条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第11条の3第1項、附則第11条の4第1項、附則第12条第1項、附則第13条第1項、附則第14条第1項又は附則第14条の7第1項の規定の適用を受けるときは、第33条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項に定めるところにより計算した金額とする。

附則第5条を次のように改める。

第5条 削除

附則第11条の2中「2,190円」を「2,495円」に改める。

附則第11条の3第3項第2号中「、附則第3条の3の2第1項及び附則第3条の4」を「及び附則第3条の3の2第1項」に、「、同条第2項及び附則第3条の4」を「及び同条第2項」に改める。

附則第11条の4第3項第2号中「、附則第3条の3の2第1項及び附則第3条の4」を「及び附則第3条の3の2第1項」に、「、同条第2項及び附則第3条の4」を「及び同条第2項」に改める。

附則第12条第3項第2号中「、附則第3条の3の2第1項及び附則第3条の4」を「及び附則第3条の3の2第1項」に、「、同条第2項及び附則第3条の4」を「及び同条第2項」に改める。

附則第13条第5項第2号中「、附則第3条の3の2第1項及び附則第3条の4」を「及び附則第3条の3の2第1項」に、「、同条第

2 項及び附則第 3 条の 4」を「及び同条第 2 項」に改める。

附則第 1 4 条第 2 項第 2 号中「、附則第 3 条の 3 の 2 第 1 項及び附則第 3 条の 4」を「及び附則第 3 条の 3 の 2 第 1 項」に、「、同条第 2 項及び附則第 3 条の 4」を「及び同条第 2 項」に改める。

附則第 1 4 条の 7 第 2 項第 2 号中「、附則第 3 条の 3 の 2 第 1 項及び附則第 3 条の 4」を「及び附則第 3 条の 3 の 2 第 1 項」に、「、同条第 2 項及び附則第 3 条の 4」を「及び同条第 2 項」に改める。

附則第 1 4 条の 7 の 3 第 2 項第 2 号中「、附則第 3 条の 3 の 2 第 1 項及び附則第 3 条の 4」を「及び附則第 3 条の 3 の 2 第 1 項」に、「、同条第 2 項及び附則第 3 条の 4」を「及び同条第 2 項」に改め、同条第 5 項第 2 号中「、附則第 3 条の 3 の 2 第 1 項及び附則第 3 条の 4」を「及び附則第 3 条の 3 の 2 第 1 項」に、「、同条第 2 項及び附則第 3 条の 4」を「及び同条第 2 項」に改める。

附則に次の 1 条を加える。

(個人の市民税の税率の特例等)

第 2 1 条 平成 2 6 年度から平成 3 5 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第 3 0 条第 1 項の規定にかかわらず、同項に規定する額に 5 0 0 円を加算した額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、第 1 条の規定による改正後の流山市税条例附則第 1 1 条の 2 の規定は、平成 2 2 年 1 0 月 1 日以後に課した、課すべきであった、又は課すべき市たばこ税について適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 2 条中流山市税条例附則第 5 条の改正規定 平成 2 5 年 1 月 1 日

(2) 第 2 条中流山市税条例第 8 5 条及び附則第 1 1 条の 2 の改正規定 平成 2 5 年 4 月 1 日

(市民税に関する経過措置)

2 平成 2 4 年 1 2 月 3 1 日以前に支払うべき退職手当等(第 2 条の規定による改正前の流山市税条例第 4 7 条の 2 の 2 に規定する退職手当等をいう。)に係る第 2 条の規定による改正前の流山市税条例附則第

5 条第 1 項に規定する分離課税に係る所得については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

3 平成 25 年 4 月 1 日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

議案第 6 号

流山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
流山市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成24年2月16日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 浮き蓋付きの特定屋外タンク貯蔵所の設置に係る許可申請の
審査手数料を定めるためである。

流山市手数料条例の一部を改正する条例

流山市手数料条例（平成12年流山市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

特定屋外タンク貯蔵所
（浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定める構造を有しなければならない特定屋外タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所（以下この表において「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。）及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）

浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所

」

を
「

特定屋外タンク貯蔵所
（浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定める構造を有しなければならない特定屋外タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所（以下この表において「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。））、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（以下この表において「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。）及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）

浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所

」

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の流山市手数料条例の規定（浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置（位置、構造又は設備の変更を含む。以下同じ。）の許可申請に係る手数料に係る部分に限る。）は、この条例の施行の日以後の浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可申請について適用し、同日前の浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可申請については、なお従前の例による。

議案第 7 号

千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議する。

平成24年2月16日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 共同処理する事務の追加に係る千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正することについて協議するためである。

千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

千葉県市町村総合事務組合規約（昭和30年千葉県告示第496号）
の一部を次のように改正する。

別表第2第3条第1項第3号に掲げる事務の項及び第3条第1項第4号に掲げる事務の項中「木更津市」を「木更津市 松戸市」に改め、同表第3条第1項第11号に掲げる事務の項中「館山市」を「銚子市 館山市」に改める。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

議案第 12 号

流山市教職員住宅設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について

流山市教職員住宅設置及び管理に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

平成24年2月16日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 流山市教職員住宅を廃止するためである。

流山市教職員住宅設置及び管理に関する条例を廃止する条例
流山市教職員住宅設置及び管理に関する条例（昭和43年流山市条例
第41号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 13 号

流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成24年2月16日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律により児童福祉法の一部が改正されたことにより、障害児通所施設の利用資格等について所要の改正をするためである。

流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例（昭和52年流山市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第17条から第19条の2までを次のように改める。

（名称及び収容定員）

第17条 障害児通所施設（以下「通所施設」という。）の名称及び収容定員は、次のとおりとする。

名称	収容定員
流山市立つばさ学園	30人
流山市立児童デイつばさ	10人

（目的及び業務）

第18条 通所施設は、知的障害児その他の障害児の保護及び指導のため、次の各号に掲げる業務（流山市立児童デイつばさについては、第4号から第6号までを除く。）を行うものとする。

- （1）療育知識の普及及び啓発に関すること。
- （2）日常動作の訓練に関すること。
- （3）知識技能の付与に関すること。
- （4）集団指導に関すること。
- （5）療育相談に関すること。
- （6）保育所等への巡回相談及び指導に関すること。
- （7）その他目的の達成のために必要な事項に関すること。

（利用資格者）

第19条 通所施設を利用することができる者は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- （1）流山市立つばさ学園 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下この条及び次条において「法」という。）第21条の5の5第1項の規定により障害児通所給付費の支給の決定を受けた保護者（以下「通所給付決定保護者」という。）の障害児とする。
- （2）流山市立児童デイつばさ 通所給付決定保護者の障害児（小学校就学前の者に限る。）とする。

（利用料）

第 19 条の 2 通所施設を利用しようとする者は、当該利用に係る料金（次項において「利用料」という。）を支払わなければならない。

2 前項の利用料の額は、法第 21 条の 5 の 3 第 2 項第 2 号の政令で定める額とする。

附 則

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 14 号

流山市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
流山市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成24年2月16日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 第1号被保険者に係る平成24年度から平成26年度までの
介護保険料の額を定めるためである。

流山市介護保険条例の一部を改正する条例

流山市介護保険条例（平成12年流山市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第1号中「12,700円」を「16,500円」に改め、同条第2号中「21,300円」を「22,000円」に改め、同条第3号中「29,800円」を「38,500円」に改め、同条第4号中「42,600円」を「55,000円」に改め、同条第5号中「48,900円」を「66,000円」に改め、同条第6号中「53,200円」を「71,500円」に改め、同条第7号中「63,900円」を「82,500円」に改め、同条第8号中「68,100円」を「88,000円」に改め、同条第9号中「70,200円」を「93,500円」に改め、同条第10号中「72,400円」を「99,000円」に改め、同条第11号中「85,200円」を「110,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の流山市介護保険条例の規定は、平成24年度以後の年度分の保険料について適用し、平成23年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（平成24年度から平成26年度までにおける保険料の特例）

第3条 令附則第16条第1項及び第2項（これらの規定を同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料は、第4条第3号の規定にかかわらず、33,000円とする。

第4条 令附則第17条第1項及び第2項（これらの規定を同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料は、第4条第4号の規定にかかわらず、49,500円とする。

議案第 17 号

流山市自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
流山市自転車駐車場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成24年2月16日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 鱈ヶ崎駅第1自転車駐車場を廃止し、鱈ヶ崎駅第2自転車駐車場の名称を変更するためである。

流山市自転車駐車場条例の一部を改正する条例

流山市自転車駐車場条例（平成20年流山市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

鰯ヶ崎駅第1自転車駐車場 流山市鰯ヶ崎1295番地の2	3,000	1,500	6,000
鰯ヶ崎駅第2自転車駐車場 流山市鰯ヶ崎1440番地の1	3,000	1,500	6,000

」

を

「

鰯ヶ崎駅自転車駐車場 流山市鰯ヶ崎1440番地の1	3,000	1,500	6,000
------------------------------	-------	-------	-------

」

に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議案第 18 号

流山市空き地の雑草等の除去に関する条例の制定について
流山市空き地の雑草等の除去に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成24年2月16日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 市内の空き地の雑草等の除去に関し必要な事項を定め、空き地の管理の適正化を図り、もって市民の良好な生活環境の保全を確保するためである。

流山市空き地の雑草等の除去に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、市内に存する空き地の雑草等の除去に関し必要な事項を定めることにより、病虫害の発生又はごみの不法投棄を未然に防止し、もって市民の良好な生活環境の保全を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き地 宅地化された土地又は住宅地に隣接する土地で、現に所有者等が使用していない土地の部分をいう。ただし、農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項の農地を除く。
- (2) 雑草等 青草、枯れ草又はかん木をいう。
- (3) 所有者等 所有者、管理者又は占有者をいう。
- (4) 管理不良状態 雑草等が繁茂し、又は放置されている状態をいう。

(所有者等の責務)

第3条 空き地の所有者等は、当該空き地が管理不良状態にならないよう適正に管理しなければならない。

(指導又は助言)

第4条 市長は、空き地が管理不良状態であると認めるときは、当該空き地の所有者等に対し、雑草等の除去に必要な措置をとるよう指導又は助言をすることができる。

(勧告)

第5条 市長は、前条の規定により指導を受けた空き地の所有者等が、当該空き地の雑草等の除去を行わず、管理不良状態が継続していると認めるときは、当該所有者等に対し、期限を定めて、雑草等の除去に必要な措置をとるよう勧告することができる。

(命令)

第6条 市長は、前条の規定により勧告を受けた所有者等が正当な理由がなくこれに従わず、かつ、管理不良状態が継続していると認めるときは、当該所有者等に対し、期限を定めて雑草等の除去に必要な措置をとるよう命ずることができる。ただし、緊急を要する場合には、第

4 条及び前条の手続を省略することができる。

(代執行)

第 7 条 市長は、前条の規定により命令を受けた所有者等がこれに従わず、かつ、管理不良状態が継続していると認めるときは、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）の定めるところに従い、自ら当該所有者等のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめることができる。この場合においては、その費用を当該所有者等から徴収するものとする。

(立入調査)

第 8 条 市長は、指導、勧告、命令又は代執行を行うため必要があると認めるときは、必要な限度において、その職員に他人の土地に立ち入り、調査させることができる。

2 前項の土地の所有者等は、同項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

3 第 1 項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携行し、土地の所有者等の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第 9 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

議案第 25 号

流山市街づくり条例の制定について
流山市街づくり条例を別紙のとおり制定する。

平成24年2月16日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 都市計画及び街づくりにおける市民参加及び協働の街づくりを推進するために必要な事項等を定め、良質で魅力的な街づくりを実現し、もって市民の福祉の向上に寄与するためである。

流山市街づくり条例

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 計画（第5条・第6条）
- 第3章 市民等による街づくり
 - 第1節 街づくり提案（第7条・第8条）
 - 第2節 地区街づくり計画（第9条－第16条）
- 第4章 都市計画提案及び地区計画等の手続
 - 第1節 都市計画提案制度（第17条－第19条）
 - 第2節 地区計画等の手続（第20条－第23条）
 - 第3節 建築協定（第24条・第25条）
- 第5章 大規模土地取引行為の届出及び大規模土地開発行為の手続
 - 第1節 大規模土地取引行為の届出（第26条・第27条）
 - 第2節 大規模土地開発行為の手続（第28条－第34条）
- 第6章 流山市街づくり委員会（第35条－第49条）
- 第7章 雑則（第50条－第58条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、流山市自治基本条例（平成21年流山市条例第1号）の基本理念にのっとり、都市計画及び街づくりにおける市民参加及び協働の街づくりを推進するため必要な事項を定めるとともに、都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定に基づく都市計画の手続及び建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に基づく建築協定の手続を定めることにより、良質で魅力的な街づくりを実現し、もって市民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）街づくり 道路、公園、緑地、河川、水路その他の公共施設の整備又は土地開発行為の規制若しくは誘導をいう。
- （2）土地所有者等 土地の所有権又は建築物等（都市計画法第5条の2の建築物等をいう。以下同じ。）の所有を目的とする対抗要件を

備えた地上権若しくは賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権」という。）を有する者をいう。

（３）土地開発行為 都市計画法第４条第１２項に規定する開発行為（以下「開発行為」という。）、建築基準法第２条第１３号に規定する建築、土地の利用を変更する行為（開発行為を除く。）その他規則で定める行為をいう。

（４）土地開発区域 土地開発行為を行う区域をいう。

（５）土地開発行為者 土地開発行為を行う者をいう。

（６）地区街づくり計画 土地利用、建築物の建築形態、公共施設その他の施設の配置等からみて、一体としてそれぞれの地区の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境を整備し、開発し、及び保全するための計画として第１３条の規定により市長の認定を受けたものをいう。

２ 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語の意義は、都市計画法、建築基準法及び流山市自治基本条例の例による。

（街づくりの基本的理念）

第３条 街づくりは、市民等、土地所有者等、土地開発行為者及び市の相互の信頼、理解及び協力のもとに実現するものとする。

２ 市民等、土地所有者等、土地開発行為者は、土地及び都市空間の持つ公共性を自覚し土地、建築物等を利用するとともに、街づくりを推進するものとする。

（責務）

第４条 市長は、この条例の目的を実現するため、市の総合計画に基づき街づくりに関する施策を実施しなければならない。

２ 市民等は、この条例の目的を実現するため、街づくりに関し、地域の将来像を共有し、地域の配慮すべき事項を規定して計画を定める等自らその実現に積極的に取り組むものとする。

３ 土地開発行為者は、土地開発行為を行うに当たり、市が実施する施策に協力するとともに、当該土地開発行為が地域に与える影響に配慮しなければならない。

第２章 計画

（街づくりの計画）

第5条 街づくりの計画は、次に掲げる計画等とし、市長、市民等、土地所有者等及び土地開発行為者は、当該計画等を遵守するものとする。

- (1) 都市計画法第18条の2第1項の基本方針
- (2) 景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の景観計画
- (3) 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第4条第1項の基本計画
- (4) 流山市環境基本条例（平成13年流山市条例第22号）第8条第1項の環境基本計画
- (5) 地区街づくり計画
- (6) 都市計画法第4条第9項の地区計画等（以下「地区計画等」という。）
- (7) 建築基準法第69条の建築協定（以下「建築協定」という。）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、街づくりに関する計画、指針等のうち規則で定めるもの
（街づくりの計画の手続）

第6条 市長は、前条各号に掲げる街づくりの計画（地区街づくり計画及び建築協定を除く。）を策定し、又は改定するときは、市民等の意見を求め、これを反映するよう努めなければならない。

- 2 市長は、前条各号に掲げる街づくりの計画を策定し、又は改定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

第3章 市民等による街づくり

第1節 街づくり提案

（街づくり提案）

第7条 市民等は、街づくりに関し、第5条各号に掲げる街づくりの計画（地区街づくり計画、地区計画等及び建築協定を除く。）について、規則で定めるところにより市長に提案することができる。

（街づくり提案の審査）

第8条 市長は、前条の規定による提案（以下「街づくり提案」という。）があったときは、その採否を決定するに当たって、あらかじめ第35条の流山市街づくり委員会の意見を聴かななければならない。

- 2 市長は、街づくり提案についての採否の判断をしたときは、当該街づくり提案をした者に、その検討結果及び採否の理由を通知するとともに、その内容を公表するものとする。
- 3 市長は、街づくり提案を採用したときは、提案内容の周知に努める

とともに、提案の実現に必要な施策を講じるものとする。

第2節 地区街づくり計画

(地区街づくり計画)

第9条 地区街づくり計画には、名称、位置、区域及び区域の面積を定めるほか、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 当該地区街づくり計画の目標
- (2) 当該地区の整備、開発及び保全に関する方針
- (3) 主として街区内の居住者等の利用に供される道路、公園、緑地、広場その他の公共空地（以下「地区街づくり施設」という。）及び建築物等の整備並びに土地の利用に関する計画（以下「地区街づくり整備計画」という。）
- (4) 当該地区の土地利用又は建築物等で特に配慮すべき事項

2 地区街づくり整備計画には、次に掲げる事項のうち、地区街づくり計画の目的を達成するため必要な事項を定めるものとする。

- (1) 地区街づくり施設の配置及び規模
- (2) 建築物等の用途の制限、建築物の容積率の最高限度若しくは最低限度、建築物の建ぺい率の最高限度、建築物の敷地面積若しくは建築面積の最低限度、壁面の位置の制限、壁面後退区域（壁面の位置の制限として定められた限度の線と敷地境界線との間の土地の区域をいう。）における工作物の設置の制限、建築物等の高さの最高限度若しくは最低限度、建築物の階数の最高限度若しくは最低限度、建築物等の形態若しくは色彩その他の意匠の制限、建築物の緑化率（都市緑地法第34条第2項の緑化率をいう。）の最低限度又は垣若しくはさくの構造
- (3) 現に存する樹林地、草地等で良好な居住環境を確保するため必要なものの保全又は活用に関する事項

(地区街づくり組織)

第10条 市長は、良質で魅力的な地区街づくり（一体的な街づくりをする必要のある一団の土地における街づくりをいう。以下同じ。）を推進することを目的とする市民等の団体で、その設立の目的がこの条例の目的に則しており、次に掲げる要件を満たすものを地区街づくり組織として認定することができる。

- (1) 当該団体が地区街づくり計画の対象となる区域の住民又は土地所

有者等（以下「地区住民等」という。）により構成され、地区住民等の参加の機会が保障されていること。

（２）当該団体の規約及び活動内容の定めがあること。

- 2 前項の規定による認定を受けようとするものは、市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、地区街づくり組織に対し、その活動の内容について報告又は説明を求めることができる。
- 4 市長は、地区街づくり組織が、第1項各号の要件を満たさないと認めるとき、地区街づくり組織がその規約に反していると認めるとき、又は前項の報告をせず、若しくは説明に応じないときは、当該地区街づくり組織の認定を取り消すことができる。
- 5 市長は、第1項の規定による認定及び前項の規定による認定の取消しを行う場合においては、第35条の流山市街づくり委員会の意見を聴くことができる。

（地区街づくり計画の認定申請）

第11条 地区街づくり組織は、その地区住民等を対象として説明会を開催し意見の聴取を行い、かつ、その地区街づくりの対象となる区域の土地所有者等の数の3分の2以上の同意（同意した者が所有する土地の地積と同意した者が有する借地権の目的となっている当該地区内の土地の地積の合計が、当該地区内の土地の総地積と借地権の目的となっている土地の総地積との合計の3分の2以上となる場合に限る。）を得た上で、規則に定めるところにより地区街づくり計画としての認定を市長に申請することができる。

（地区街づくり計画の原案の縦覧）

第12条 市長は、前条の規定により地区街づくり計画の認定の申請があったときは、その旨を公告し、当該地区街づくり計画の原案を、当該公告の翌日から起算して14日間公衆の縦覧に供しなければならない。

- 2 前項の規定による公告があったときは、地区街づくり計画の原案に係る地区住民等は、同項の縦覧の期間満了の日までに、縦覧に供された地区街づくり計画の原案について、市長に意見書を提出することができる。

（地区街づくり計画の認定）

第13条 市長は、第11条の規定による申請があった場合において、前条第1項の縦覧が終了したときは、あらかじめ第35条の流山市街づくり委員会の意見を聴いた上、次に掲げる事項に照らし地区街づくり計画として認定するかどうかを判断するものとする。

(1) 地区街づくり計画の原案の区域が適切であること。

(2) 地区街づくり計画の原案の対象とする区域に適用される第5条各号に掲げる街づくりの計画と整合していること。

(3) 地区街づくり整備計画で定めることができる事項に照らし、適切な内容となっていること。

2 市長は、前項の規定により第35条の流山市街づくり委員会に意見を聴くときは、前条第2項の規定により提出された意見書の要旨を当該流山市街づくり委員会に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による判断をし、当該地区街づくり計画を認定したときは、その旨を当該地区街づくり組織の代表者に通知しなければならない。

4 市長は、第1項の規定による判断をし、当該地区街づくり計画を認定しないときは、その旨及び当該判断の内容を当該地区街づくり組織の代表者に通知しなければならない。

5 市長は、地区街づくり計画を認定したときは、その旨を告示しなければならない。

6 地区街づくり計画は、前項の規定による告示があった日から、その効力を生じる。

(地区街づくり計画の変更)

第14条 前3条の規定は、地区街づくり計画の変更について準用する。

(土地開発行為の届出)

第15条 地区街づくり計画が認定された区域において、土地開発行為を行おうとする者は、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 土地開発行為を行おうとする者は、前項の規定による届出を行おうとするときは、あらかじめ当該地区街づくり計画に係る事項について、地区街づくり組織と協議しなければならない。

3 市長は、前項の規定による協議に関して必要と認めるときは、同項の土地開発行為を行おうとする者に対し、当該地区街づくり計画に係

る事項について、指導又は助言を行うことができる。

- 4 市長は、第2項の規定による協議の結果、当該土地開発行為が地区街づくり計画に適合しない場合で必要があると認めるときは、同項の土地開発行為を行おうとする者に対し、当該土地開発行為を地区街づくり計画に適合させるための措置をとるよう要請することができる。
- 5 市長は、土地開発行為を行おうとする者が前項の規定による要請を受け入れない場合において必要があると認めるときは、当該要請を受け入れるよう勧告することができる。

(地区街づくり組織の設立の要請)

第16条 市長は、次に掲げる地区について、当該地区に居住する地区住民等に対して地区街づくり組織を設立するよう理由を付して要請することができる。

- (1) 既に市街地として形成された地区で、地区街づくりが必要であると認める地区
- (2) 市街地が形成されつつある地区で、計画的な市街地として地区街づくりが必要であると認める地区
- (3) その他市長が特に地区街づくりが必要であると認める地区

第4章 都市計画提案及び地区計画等の手続

第1節 都市計画提案制度

(都市計画提案団体の指定等)

第17条 都市計画法第21条の2第2項に規定する条例で定める団体は、第10条第1項の規定による認定を受けた地区街づくり組織とする。

(都市計画の決定の提案手続等)

第18条 都市計画法第21条の2第3項の計画提案（以下「計画提案」という。）をしようとする者は、規則で定めるところにより提案書を市長に提出しなければならない。

- 2 計画提案の内容は、都市計画法第21条の2第3項各号に規定する事項及び第5条各号に掲げる街づくりの計画に適合するものでなければならない。
- 3 市長は、都市計画法第21条の3の規定により、計画提案を踏まえた都市計画の決定又は変更をする必要があるかどうかを判断したときは、その旨並びに当該計画提案及び当該計画提案を踏まえた都市計画

の決定又は変更をする必要があるかどうかの判断に係る市の見解書を公表するとともに、当該見解書を当該計画提案に係る提案等を提出した者に通知しなければならない。

(審査基準)

第19条 市長は、計画提案については、法令の規定に基づく都市計画に関する基準のほか、次に掲げる基準に基づき審査するものとする。

- (1) 第5条各号に掲げる街づくりの計画に則していること。
- (2) 計画提案の内容について、合理的な根拠があること。
- (3) 計画提案に係る区域について、合理的な根拠があること。
- (4) 計画提案に係る区域及び当該区域の周辺の住民等に対して説明会を行い、十分な意見聴取を行っていること。
- (5) 計画提案に係る区域の周辺環境等に配慮していること。
- (6) 計画提案の内容が関係する条例、規則等に則していること（千葉県が定めるものを含む。）。
- (7) 計画提案の内容に関係する計画、方針等に則していること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める基準に則していること。

第2節 地区計画等の手続

(地区計画等の申出)

第20条 住民又は利害関係人は、地区計画等に関する都市計画の決定若しくは変更又は地区計画等の案の内容となるべき事項を申し出ることができる。この場合においては、当該申出に係る地区計画等の素案を添えなければならない。

2 前項の規定による申出（以下「地区計画等申出」という。）は、次に掲げる基準を満たし、かつ、規則で定めるところにより行うものとする。

- (1) 地区計画等申出に係る都市計画の素案の内容が、都市計画法第13条その他の法令の規定に基づく都市計画に関する基準に適合するものであること。
- (2) 地区計画等申出に係る都市計画の素案の対象となる土地（国又は地方公共団体の所有している土地で公共施設の用に供されているものを除く。以下この号において同じ。）の区域内の土地所有者等の5分の4以上の同意（同意した者が所有するその区域内の土地の地

積と同意した者が有する借地権の目的となっているその区域内の土地の地積の合計が、その区域内の土地の総地積と借地権の目的となっている土地の総地積との合計の5分の4以上となる場合に限る。)を得ていること。

(地区計画等申出に対する市の判断等)

第21条 市長は、前条第2項各号の規定に適合すると認める地区計画等申出があったときは、遅滞なく、その案を作成しなければならない。

(地区計画等の原案の提示方法)

第22条 市長は、地区計画等の案を作成しようとするときは、あらかじめ次の各号に掲げる事項を公告し、当該地区計画等の原案を当該公告の日の翌日から起算して14日間公衆の縦覧に供しなければならない。

(1) 地区計画等の原案のうち、種類、名称、位置及び区域

(2) 縦覧場所

2 前項に規定するもののほか、市長は、地区計画等の案の作成について必要があると認めるときは、説明会の開催その他必要な措置を講じるものとする。

(地区計画等の原案に対する意見の提出方法)

第23条 都市計画法第16条第2項に規定する者は、前条第1項の規定により縦覧に供された地区計画等の原案について意見を提出しようとするときは、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して7日を経過する日までに、意見書を市長に提出しなければならない。

第3節 建築協定

(協定区域)

第24条 建築協定をすることができる区域は、住宅地の環境を保護し、又は商店街の利便を維持増進するため必要と認める区域内で、市長が告示して定める区域とする。

(協定事項)

第25条 前条の区域内において、建築基準法第69条の土地の所有者等は、当該権利の目的となっている土地について一定の区域を定め、住宅地としての環境又は商店街としての利便を高度に維持増進し、かつ、土地の環境を改善するため、その区域内における建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠又は建築設備に関する基準についての

協定を定めることができる。

第5章 大規模土地取引行為の届出及び大規模土地開発行為の手続

第1節 大規模土地取引行為の届出

(大規模土地取引行為の権利取得者の届出)

第26条 3, 000平方メートル以上の一団の土地について、土地に関する所有権、地上権若しくは賃借権又はこれらの権利の取得を目的とする権利（以下「土地に関する権利」という。）の移転又は設定（対価を得て行われる移転又は設定に限る。以下同じ。）をする契約（予約を含む。以下「大規模土地取引行為」という。）を行った場合で、当事者のうち当該大規模土地取引行為により土地に関する権利の移転又は設定を受けることとなる者（以下「権利取得者」という。）は、その契約を締結した日から起算して14日以内に、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があった場合は、第5条各号に掲げる街づくりの計画に照らし、当該届出をした者に対して当該届出に係る事項について助言を行うことができる。

3 市長は、第1項の規定による届出の概要を記載した台帳を整備し、閲覧に供するものとする。

(大規模土地取引行為に係る標識の設置)

第27条 権利取得者は、前条第1項の規定による届出を行った日から起算して7日以内に、当該届出に係る土地の区域内の見やすい場所に規則で定めるところにより標識を設置しなければならない。ただし、大規模土地取引行為が土地開発行為を目的としないものである場合は、この限りでない。

2 権利取得者は、前項の規定により標識を設置したときは、当該標識を設置した日から起算して5日以内に市長に届け出なければならない。

第2節 大規模土地開発行為の手続

(大規模土地開発構想の届出等)

第28条 次の各号に掲げる土地開発行為（以下「大規模土地開発行為」という。）を行おうとする者は、その着手前に当該大規模土地開発行為に係る構想（以下「大規模土地開発構想」という。）を規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

- (1) 流山市開発事業の許可基準等に関する条例（平成22年流山市条例第14号。以下「開発条例」という。）第6条第1項の大規模開発事業（開発条例第2条第11号クの規定により同項の大規模開発事業となるものを除く。）
- (2) 土地開発区域の面積が1,000平方メートル以上の資材置場を設置する行為
- (3) 土地開発区域の面積が1,000平方メートル以上又は高さ10メートル以上の路外駐車場（駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第2号の路外駐車場をいう。）を設置する行為

2 前項の規定による届出を行う場合にあっては、第5条各号に掲げる街づくりの計画に照らして講じる措置を記載した計画書（以下「街づくり計画書」という。）を添付しなければならない。

3 第1項の規定による届出を行った者（以下「大規模土地開発行為者」という。）は、当該届出の日の翌日から起算して7日以内に土地開発区域内の見やすい場所に、規則で定めるところにより、標識を設置しなければならない。

4 大規模土地開発行為者は、前項の規定により標識を設置したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

（大規模土地開発構想に関する助言又は指導）

第29条 市長は、前条第1項の規定により大規模土地開発構想の届出があった場合においては、当該大規模土地開発構想を届け出た大規模土地開発行為者に対し、第5条各号に掲げる街づくりの計画に照らし、必要な助言又は指導を行うことができる。

（大規模土地開発行為の手続）

第30条 大規模土地開発行為者は、大規模土地開発行為に着手するに当たっては、第33条に規定する手続（第34条の規定による申出がある場合にあっては第45条の規定による勧告又は第46条第1項若しくは第2項の規定による調停の打切りの手続）が完了するまでの間、開発条例第6条第1項の規定による届出をすることができない。

（大規模土地開発構想の公開等）

第31条 市長は、第28条第1項の規定により届け出られた大規模土地開発構想及び街づくり計画書を21日間公衆の縦覧に供するものとする。

2 大規模土地開発行為者は、前項の縦覧の終了後において、速やかに同項の大規模土地開発構想及び街づくり計画書について、次に掲げる者（以下「近隣住民等」という。）に対し、説明会を開催しなければならない。

(1) 建築を伴う大規模土地開発行為にあつては、開発条例第2条第18号ア及びイに掲げる者

(2) 建築を伴わない大規模土地開発行為にあつては、次のいずれかに該当する者をいう。

ア 土地開発区域に隣接する土地又は当該土地に存する建築物等の所有者又は占有者

イ 土地開発区域の敷地境界から30メートルまでの距離の場所に存する土地又は建築物等の所有者又は居住者

3 大規模土地開発行為者は、前項の説明会を開催するときは、当該説明会の開催の日の7日前までに、規則で定めるところにより、市長及び近隣住民等にその旨を通知しなければならない。

4 大規模土地開発行為者は、第2項の説明会を開催したときは、開催日の翌日から起算して7日以内に、規則で定めるところにより、当該説明会の開催結果を市長に報告しなければならない。

5 市長は、前項の規定による報告があつたときは、速やかにその旨を公告するとともに、当該報告の内容を当該公告の日から14日間公衆の縦覧に供しなければならない。

(大規模土地開発行為に関する意見書の提出)

第32条 前条第5項の規定による公告があつたときは、近隣住民等（第52条の規定により前条第2項の説明会の対象となる地区街づくり組織を含む。第34条及び第44条から第46条までにおいて同じ。）は、前条第1項の縦覧の期間満了の日までに、当該縦覧に供された大規模土地開発構想について、市長に、意見書を提出することができる。

2 市長は、前項の規定により意見書が提出されたときは、同項に規定する期間満了後、速やかに、当該意見書の写しを大規模土地開発行為者に送付しなければならない。

(大規模土地開発構想に関する意見書に対する見解書の提出)

第33条 大規模土地開発行為者は、前条第2項の規定により意見書の

写しの送付を受けたときは、その日から14日以内に当該意見書に対する見解書を市長に提出しなければならない。この場合において、大規模土地開発構想又は街づくり計画書に変更があるときは、当該変更に係る大規模土地開発構想又は街づくり計画書を添付しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により見解書が提出されたときは、速やかにその旨を公告するとともに、当該見解書及び意見書並びに大規模土地開発構想又は街づくり計画書（変更があるときは、当該変更に係る大規模土地開発構想又は街づくり計画書を含む。）を当該公告の日から14日間公衆の縦覧に供しなければならない。

（大規模土地開発構想に係る調停）

第34条 大規模土地開発行為者及び近隣住民等は、前2条の規定により提出された意見書又は見解書に不服があるときは、前条第2項の縦覧の期間満了の日までに、市長に調停を申し出ることができる。

- 2 市長は、前項の規定による申出を受けたときは、次条の流山市街づくり委員会に調停を求めることができる。

第6章 流山市街づくり委員会

（流山市街づくり委員会）

第35条 この条例の目的を達成するため、流山市街づくり委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（委員会の所掌事務）

第36条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- （1）街づくり提案に意見を述べること。
- （2）地区街づくり組織の認定及び認定の取消しに意見を述べること。
- （3）地区街づくり計画に意見を述べること。
- （4）大規模土地取引行為に意見を述べること。
- （5）大規模土地開発構想に係る調停に関すること。
- （6）市長の求めに応じ、市の街づくりに関して市長に意見を述べること。

（委員会の組織）

第37条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命し、その人数は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）学識経験を有する者 4人以内

(2) 公募による市民 3人以内

(3) 市長が職員のうちから選出する者 3人以内

2 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、委員会に臨時委員を置くことができる。

3 専門の事項を調査させるため必要があるときは、委員会に専門委員を置くことができる。

4 臨時委員及び専門委員は、学識経験を有する者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

(委員の任期)

第38条 委員会の委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員及び専門委員の任期は、当該専門の事項に関する調査審議期間とする。

(委員長及び副委員長)

第39条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、第37条第1項第1号に規定する委員のうちからそれぞれ委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第40条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員（議事に関係のある臨時委員を含む。）の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員（議事に関係のある臨時委員を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第41条 委員会に審査部会及び調停部会を置く。

2 委員会に求められた事項は、必要に応じて部会において処理させることができる。

3 部会の委員は、委員会の委員、臨時委員及び専門委員のうちから3

人以上をもって組織する。

4 部会は、部会が終了したときは、速やかにその結果を委員長に報告するものとする。

5 審査部会の所掌事務は、第36条第4号に掲げる事項とする。

6 調停部会の所掌事務は、第36条第5号に掲げる事項とする。

(部会長)

第42条 部会に部会長及び副部会長各1人を置く。

2 部会長及び副部会長は、部会の委員（臨時委員及び専門委員を除く。）のうちからそれぞれ部会の委員の互選により定める。

3 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部会の会議)

第43条 第40条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員（）」とあるのは「部会の委員（）」と読み替えるものとする。

(意見の聴取)

第44条 委員会又は第41条第2項の規定により処理を委任された調停部会は、第34条第2項の規定により市長から求められた調停のため必要があると認めるときは、近隣住民等又は大規模土地開発行為者に対し、会議に出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(調停案受諾の勧告)

第45条 委員会又は第41条第2項の規定により処理を委任された調停部会は、必要に応じ、第34条第2項の規定により市長から求められた調停に係る調停案を作成し、近隣住民等又は大規模土地開発行為者に対し、期限を定めてその受諾を勧告することができる。

(調停の打ち切り)

第46条 委員会又は第41条第2項の規定により処理を委任された調停部会は、近隣住民等又は大規模土地開発行為者に合意が成立する見込みがないと認めるときは、調停を打ち切ることができる。

2 前条の規定による勧告がされた場合において、指定された期限内に

近隣住民等又は大規模土地開発行為者の双方から受諾する旨の申出がなかったときは、調停は打ち切られたものとみなす。

(公開)

第47条 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員会の議決があったときはこれを非公開とすることができる。

2 部会の会議は、非公開とする。

(会議の運営等)

第48条 委員長は、この条例で定めるもののほか、委員会の会議の議事及び運営等に関し必要な事項を定めることができる。

2 部会長は、この条例で定めるもののほか、部会の会議の議事及び運営等に関し必要な事項を定めることができる。

(庶務)

第49条 委員会及び部会の庶務は、都市計画を主管する課において処理する。

第7章 雑則

(地区街づくり組織への助成)

第50条 市長は、地区街づくり組織が地区街づくり計画の原案を作成するための経費を助成することができる。

(技術的支援等)

第51条 市長は、市民等の自主的な街づくりに関する活動を支援する必要があると認めるときは、地区街づくり組織その他街づくりに関し自主的な活動を行うものに対し、街づくりに関する情報の提供、技術的な支援等を行うものとする。

(説明会対象の付加)

第52条 第10条第1項の地区街づくり組織(第13条の規定により地区街づくり計画の認定を受けていないものに限る。)の当該地区街づくり計画の対象となる区域の全部又は一部において、大規模土地開発行為を行おうとする者は、第31条第2項の説明会を開催するに当たり地区街づくり組織を説明会の対象に加えなければならない。

(適用除外)

第53条 次に掲げる土地開発行為については、第5章の規定は、適用しない。

(1) 都市計画法に基づく都市計画事業

- (2) 国又は地方公共団体が行う土地開発行為で、この条例に定める基準を尊重して行われると市長が認めるもの
- (3) 建築基準法第85条第5項の適用を受けた仮設建築物の建築
- (4) 災害のため必要な応急措置として行われる土地開発行為
- (5) 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの
(地位の承継)

第54条 この条例の規定に基づく届出行為について相続人その他の一般承継人は、被承継人が有していたその地位を承継する。

2 土地開発行為者から土地開発区域の土地の所有権その他事業の施行に必要な権原を取得した者は、市長の承認を受けてその地位を承継することができる。

3 第1項の規定により土地開発行為者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

(勧告)

第55条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

- (1) 第15条第1項、第26条第1項、第27条第2項又は第28条第1項若しくは第4項の規定に反してこれらの規定による届出を行わない者
- (2) 第27条第1項又は第28条第3項の規定に反してこれらの規定による標識の設置を行わない者
- (3) 第31条第2項の規定に反して同項の説明会を開催しない者
- (4) 第31条第4項の規定に反して同項の規定による報告をしない者
- (5) 第33条第1項の規定に反して同項の規定による見解書を提出しない者

(公表)

第56条 市長は、次の各号のいずれかに該当する土地開発行為者の氏名又は名称、勧告の内容その他必要な事項を規則で定めるところにより、公表することができる。

- (1) 第15条第5項の規定による勧告に従わないで土地開発行為を行おうとする者

(2) 第45条の規定による勧告に従わない大規模土地開発行為者

(3) 前条の規定による勧告に従わない土地開発行為者

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該土地開発行為者にその理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(過料)

第57条 市長は、第55条の規定による勧告に従わない者に対して5万円以下の過料を科する。

(委任)

第58条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年10月1日から施行する。

(条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 流山市建築協定条例（昭和48年流山市条例第46号）

(2) 流山市地区計画等の案の作成手続に関する条例（平成2年流山市条例第14号）

(流山市建築協定条例の廃止に伴う経過措置)

3 前項第1号の規定による廃止前の流山市建築協定条例の規定に基づき締結された建築協定及び建築協定をすることができる区域の告示は、この条例の相当規定により締結された建築協定及び告示とみなす。

(流山市地区計画等の案の作成手続に関する条例の廃止に伴う経過措置)

4 附則第2項第2号の規定による廃止前の流山市地区計画等の案の作成手続に関する条例の規定によりなされた公告及び提出された意見書は、この条例の相当規定によりなされた公告及び意見書とみなす。

(適用区分)

5 第5章第1節の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に契約される大規模土地取引行為について適用し、同日前に契約された大規模土地取引行為については、なお従前の例による。

6 第5章第2節の規定は、施行日以後に着手する大規模土地開発行為（この条例の施行の際、開発条例第6条第1項の規定による届出に係

る届出書又は開発条例第10条第1項の規定による協議に係る協議書が提出されている大規模土地開発行為（以下「手続済大規模土地開発行為」という。）を除く。）について適用し、同日前に着手する大規模土地開発行為及び手続済大規模土地開発行為については、なお従前の例による。

議案第 26 号

流山市景観条例の一部を改正する条例の制定について
流山市景観条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成24年2月16日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により景観法の一部が改正されたことから、所要の改正を行うためである。

流山市景観条例の一部を改正する条例

流山市景観条例（平成19年流山市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第11条中「、届出」を「、景観計画に法第8条第3項に規定する景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針が定められている場合においては、届出」に改める。

第12条中「法第8条第2項第2号に規定する景観計画区域における良好な景観の形成に関する」を「同条の」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 27 号

流山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成24年2月16日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 新たに都市計画決定された地区計画の区域について、建築基準法第68条の2第1項の規定により、建築物の敷地等に関して制限を行うためである。

流山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

流山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成16年流山市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「第52条第6項」を「第52条第7項」に改める。別表第1に次のように加える。

宮園地区地区整備 計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された宮園地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
------------------	--

別表第2に次のように加える。

宮園地区地区整備 計画区域	戸建住宅地区	(1) 共同住宅及び長屋で、 3戸以上のもの (2) 寄宿舍又は下宿 (3) 公衆浴場 (4) 畜舎
	住宅地区	(1) 共同住宅で、住戸の 床面積が55平方メー トル未満のもの (2) 長屋で3戸以上のも の。ただし、各戸の床 面積が55平方メート ル以上の場合、この 限りでない。 (3) 寄宿舍又は下宿 (4) 自動車車庫（住宅に 附属するものは除く。） (5) 公衆浴場 (6) 畜舎

別表第4に次のように加える。

宮園地区地区整備 計画区域	戸建住宅地区 住宅地区	135平方メートル
------------------	----------------	-----------

別表第5星和江戸川台地区地区整備計画区域の項及び南柏本州団地地区地区整備計画区域の項から松ヶ丘地区地区整備計画区域の項まで中

「外壁又はこれに代わる柱」を「外壁等」に改め、同項の次に次のように加える。

宮園地区地区整備
計画区域

戸建住宅地区
住宅地区

建築物の外壁等の面から前面道路の境界線までの距離は、1メートル以上とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分については、この限りでない。

(1) 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下である建築物の部分

(2) 出窓で、床面からの高さが30センチメートル以上で、かつ、周囲の外壁からの水平距離が50センチメートル以下のもので、見付面積の2分の1以上が窓であること

(3) 車庫等で、高さが3メートル以下で、かつ、床面積の合計が30平方メートル以下のもの

(4) 物置等で、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、

		床面積の合計が5 平方メートル以下 のもの
--	--	-----------------------------

別表第6に次のように加える

宮園地区地区整備 計画区域	住宅地区	12メートル
------------------	------	--------

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議案第 28 号

流山市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

流山市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別
紙のとおり制定する。

平成24年2月16日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るた
めの関係法律の整備に関する法律により公営住宅法の一部が改
正され、入居資格要件としての同居親族を要することが法定要
件とされなくなることに伴い、所要の改正を行うためである。

流山市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
流山市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年流山市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第7条中「次に掲げる条件」を「次の各号」に改め、「として政令第6条第1項で定める者」を削り、「の条件）」を「、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条の規定により法第23条各号に掲げる条件を具備するとみなされる者にあつては第4号及び第5号）に掲げる条件」に改め、同条第3号ア中「政令第6条第4項で定める場合 政令第6条第5項第1号に規定する金額」を「次のいずれかに該当する場合 214,000円」に改め、同号アに次のように加える。

（ア）入居者又は同居者に次項第2号から第4号まで並びに同項第6号及び第7号のいずれかに該当する者がある場合

（イ）入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合

（ウ）同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

第7条第3号イ中「政令第6条第5項第2号に規定する金額」を「214,000円（当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円）」に改め、同号ウ中「政令第6条第5項第3号に規定する金額」を「158,000円」に改め、同条に次の2項を加える。

2 前項に規定する老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

（1）60歳以上の者

（2）障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度がアからウまでに掲げる障害の種類に応じ、それぞれアからウまでに定める程度であるもの

ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度

イ 精神障害（知的障害を除く。以下同じ。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第

6 条第 3 項に規定する 1 級から 3 級までのいずれかに該当する程度

ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度

- (3) 戦傷病者特別援護法（昭和 38 年法律第 168 号）第 2 条第 1 項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法（大正 12 年法律第 48 号）別表第 1 号表ノ 2 の特別項症から第 6 項症まで又は同法別表第 1 号表ノ 3 の第 1 款症であるもの
- (4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号）第 11 条第 1 項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- (5) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 1 項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 127 号）附則第 4 条第 1 項に規定する支援給付を含む。）を受けている者
- (6) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して 5 年を経過していないもの
- (7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成 13 年法律第 63 号）第 2 条に規定するハンセン病療養所入所者等
- (8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成 13 年法律第 31 号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第 1 条第 2 項に規定する被害者でア又はイのいずれかに該当するもの
 - ア 配偶者暴力防止等法第 3 条第 3 項第 3 号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第 5 条の規定による保護が終了した日から起算して 5 年を経過していない者
 - イ 配偶者暴力防止等法第 10 条第 1 項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5 年を経過していないもの

3 市長は、入居の申込みをした者が前項ただし書に規定する者に該当

するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

第 8 条第 1 項中「前条各号」を「前条第 1 項各号」に改め、同条第 2 項中「前条第 3 号イ」を「前条第 1 項第 3 号イ」に、「同条各号」を「同項各号」に、「同条第 1 号」を「同項第 1 号」に改め、同条第 3 項を削る。

第 16 条第 2 項を次のように改める。

2 前項の規定による収入の申告は、次に掲げる事項を記載した書面を提出して行わなければならない。

(1) 当該入居者に係る収入

(2) 当該入居者又は同居者が第 7 条第 1 項第 3 号ア（ア）から（ウ）までのいずれかに該当する場合には、その旨

第 16 条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 入居者は、当該入居者及び同居者の政令第 1 条第 3 号に規定する所得金額を証する書類のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、それぞれ当該各号に規定する書類を、前項の規定により提出する書面に添付し、又は当該書面の提出の際に提示しなければならない。

(1) 政令第 1 条第 3 号イからホまでに規定する額を控除する場合 当該控除の対象者に該当する旨を証する書類

(2) 前項第 2 号に該当する場合 当該入居者又は同居者が第 7 条第 1 項第 3 号ア（ア）から（ウ）までのいずれかに該当する旨を証する書類

第 29 条第 1 項中「第 16 条第 3 項」を「第 16 条第 4 項」に、「第 7 条第 3 号」を「第 7 条第 1 項第 3 号」に改め、同条第 2 項中「第 16 条第 3 項」を「第 16 条第 4 項」に改める。

第 59 条第 1 項中「第 7 条第 5 号」を「第 7 条第 1 項第 5 号」に改める。

附 則

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 29 号

流山市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
流山市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成24年2月16日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 危険物の規制に関する政令の一部改正により、炭酸ナトリウム過酸化水素付加物が危険物に指定されたことに伴い、当該危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所について所要の特例措置を設けるためである。

流山市火災予防条例の一部を改正する条例

流山市火災予防条例（昭和37年流山市条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則に次の4項を加える。

- 2 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成23年政令第405号。以下附則第5項において「改正政令」という。）による危険物の規制に関する政令第1条第1項の規定の改正により、新たに指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所となるもの（以下この項から第4項までにおいて「新規対象」という。）のうち、第31条の2第2項第9号に定める基準に適合しないものの位置、構造及び設備に係る技術上の基準については、同号の規定は、当該新規対象が次に掲げる基準の全てに適合している場合に限り、適用しない。
 - (1) 当該新規対象の危険物を取り扱う配管は、その設置される条件及び使用される状況に照らして、十分な強度を有し、かつ、漏れない構造であること。
 - (2) 当該新規対象に係る危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和が、平成24年7月1日において現に貯蔵し、又は取り扱っている危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和を超えないこと。
- 3 新規対象のうち、第31条の2第1項第16号イに定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、同号の規定は、平成25年12月31日までの間は、適用しない。
- 4 新規対象のうち、第31条の2第2項第1号から第8号まで、第31条の3の2（第3号を除く。）又は第31条の4第2項（第1号、第10号及び第11号を除く。）に定める基準に適合しないものの位置、構造及び設備に係る技術上の基準については、これらの規定は、当該新規対象が附則第2項第2号に掲げる基準に適合している場合に限り、平成25年6月30日までの間は、適用しない。
- 5 改正政令による危険物の規制に関する政令第1条第1項の規定の改正により新たに指定数量の5分の1以上（個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあつては、指定数量の2分の1以上）指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うこととなる者は、平成24年12月

3 1日までにその旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。

附 則

この条例は、平成24年7月1日から施行する。

議案第 30 号

流山市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成24年2月16日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により地方公営企業法が改正され、公営企業における資本制度が見直されたことに伴い、利益及び資本剰余金の処分等について定めるためである。

流山市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

流山市水道事業の設置等に関する条例（昭和43年流山市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の2条を加える。

（利益処分の方法及び積立金の取崩し）

第8条 水道事業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、当該利益をもってその欠損金を埋め、なお残額（以下この条において「補填残額」という。）があるときは、補填残額の20分の1を下らない額を減債積立金又は建設改良積立金として積み立て、残余の額を利益積立金に積み立てる。

2 前項に規定する積立金は、次の各号に定める目的のために積み立てるものとし、当該各号に定める目的以外の用途には使用することができない。

（1）減債積立金 企業債の償還に充てる目的

（2）建設改良積立金 建設改良工事に充てる目的

（3）利益積立金 欠損金を埋める目的

3 前項の規定にかかわらず、あらかじめ、議会の議決を得た場合においては、前項各号に掲げる積立金の区分に応じ、当該各号に定める目的以外の用途に使用することができる。

（資本剰余金）

第9条 毎事業年度生じた資本剰余金は、その源泉別に当該内容を示す名称を附した科目に積み立てなければならない。

2 資本剰余金は、利益積立金をもって欠損金を埋めても、なお欠損金に残額があるときに、当該残額に相当する額を取り崩して処分することができる。

3 前項の規定により資本剰余金を処分した場合において、その処分した後の額の20分の1の額を資本金に組み入れることができる。

4 資本剰余金に整理すべき資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件（以下「補助金等」という。）をもって取得した資産で、当該資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額（物件にあつては、その適正な見積価額をいう。）を控除した金額を帳簿原価又は帳簿価額とみなして減価償却を行うもののうち、減価償却を行わなか

った部分に相当するものが滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じたときは、当該資本剰余金を取り崩して当該損失を埋めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の流山市水道事業の設置等に関する条例第8条及び第9条の規定は、平成23年度以後の水道事業会計予算の決算に係る利益及び資本剰余金について適用し、平成22年度以前の水道事業会計予算の決算に係る利益及び資本剰余金については、なお従前の例による。

議案第 31 号

市道路線の認定について

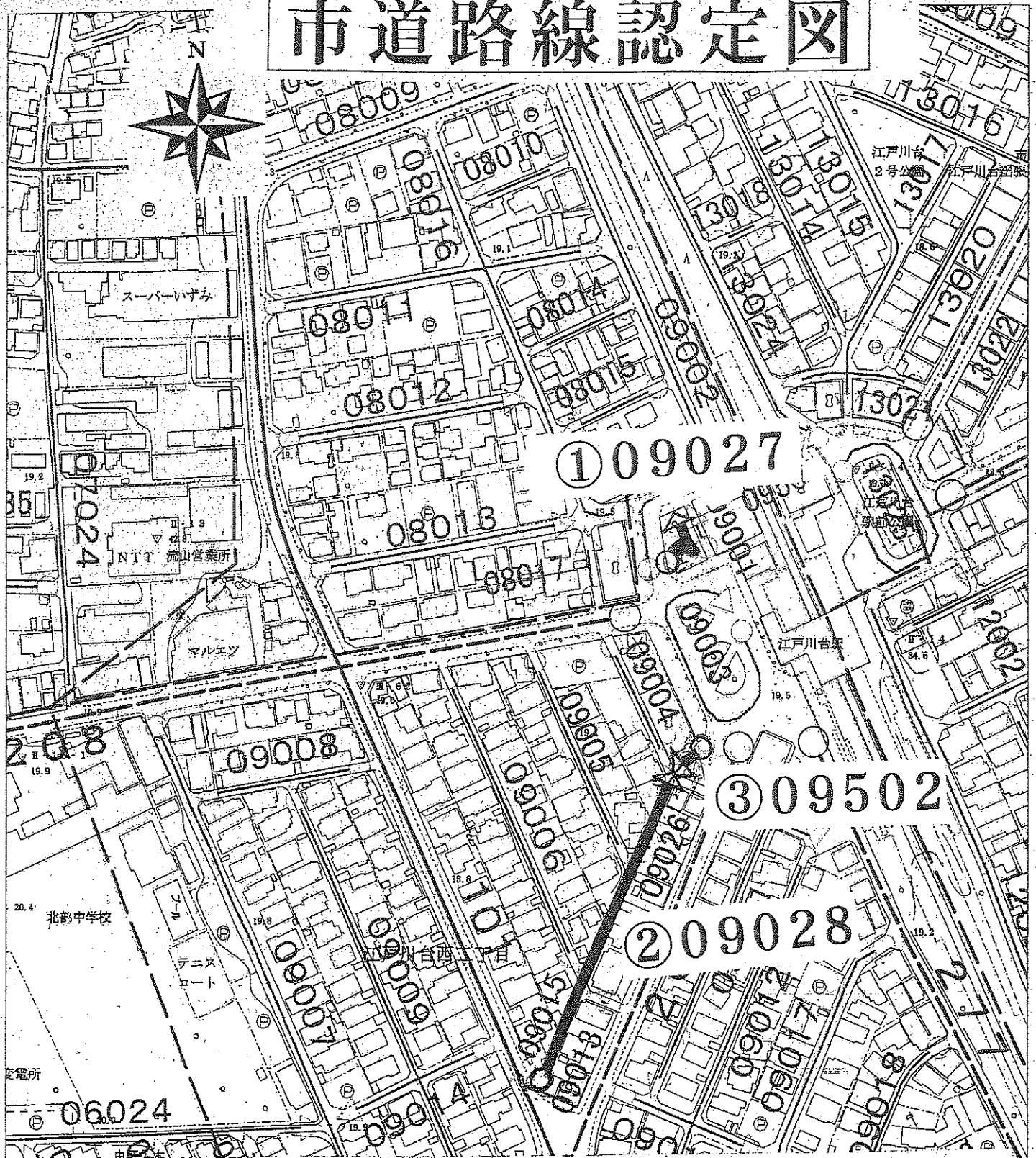
道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、別紙路線を市道に認定するものとする。

平成24年2月16日提出

流山市長 井崎 義治

整理 番号	路線番号	路 線 名	起 終 点 点	重要な 経過地
1	09027	江戸川台西2丁目区画27号線	江戸川台西2丁目1番	
			同 所同番	
2	09028	江戸川台西2丁目区画28号線	江戸川台西2丁目57番	
			同 所4番1	
3	09502	江戸川台駅2号歩行者専用道路	江戸川台西2丁目4番1	
			同 所44番	

市道路線認定図



整理 番号	路線 番号	路 線 名	参 考 事 項 (図 上 測 定)			
			総延長	重用延長	実延長	幅 員
1	09027	江戸川台西2丁目区画27号線	37.46m	—m	37.46m	4.00~8.11m
2	09028	江戸川台西2丁目区画28号線	156.90m	—m	156.90m	4.00~4.02m
3	09502	江戸川台駅2号歩行者専用道路	14.30m	—m	14.30m	4.00m

議案第 32 号

市道路線の廃止について

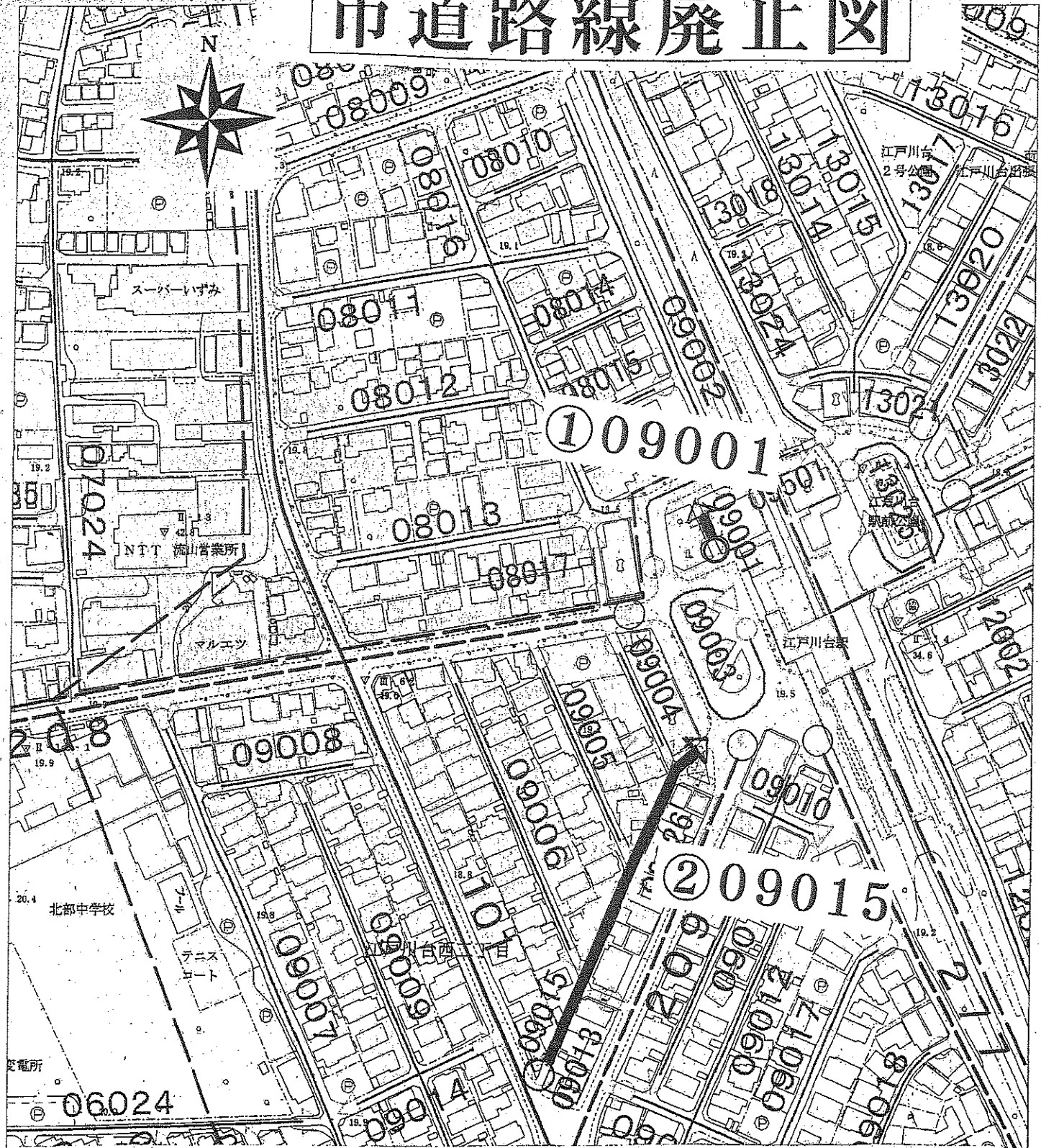
道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、
別紙市道路線を廃止するものとする。

平成24年2月16日提出

流山市長 井崎 義治

整理 番号	路線番号	路 線 名	起 終 点 点	重要な 経過地
1	09001	江戸川台西2丁目区画1号線	江戸川台西2丁目3番1	
			同 所同番	
2	09015	江戸川台西2丁目区画15号線	江戸川台西2丁目57番	
			同 所4番1	

市道路線廃止図



整理 番号	路線 番号	路 線 名	参 考 事 項 (図 上 測 定)			
			総延長	重用延長	実延長	幅 員
1	09001	江戸川台西 2 丁目区画 1 号線	27.14m	—m	27.14m	4.01~4.06m
2	09015	江戸川台西 2 丁目区画 1 5 号線	170.56m	—m	170.56m	4.00~4.04m

江戸川台
20号公園

報告第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成24年2月16日報告

流山市長 井崎 義治

報告理由 市道上における物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定
について専決処分したので、報告するためである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

平成23年11月22日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 故 名 | 市道上の陥没箇所に相手方の自家用車の右側後輪が落ちたことによる車両の物損事故 |
| 2 | 事故発生年月日 | 平成23年7月8日 |
| 3 | 事故発生場所 | 流山市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 |
| 4 | 事故の相手方 | 流山市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 平成23年11月22日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の被害額32,425円のうち、全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 32,425円 |

報告第 2 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成24年2月16日報告

流山市長 井崎 義治

報告理由 平成23年9月21日の台風15号の来襲により市営住宅平方団地の屋根が飛散し、相手方の建物等を損傷させた物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による専決処分事項の指定について（昭和 54 年流山市議会議決）の 1 及び 2 の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 23 年 11 月 29 日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | |
|-------------|---|
| 1 事 故 名 | 台風 15 号の来襲時に市営住宅平方団地の屋根が飛散し、相手方の建物等を損傷させた物損事故 |
| 2 事故発生年月日 | 平成 23 年 9 月 21 日 |
| 3 事故発生場所 | 流山市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 |
| 4 事故の相手方 | 流山市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇 |
| 5 解 決 方 法 | 和解による |
| 6 和解成立年月日 | 平成 23 年 11 月 29 日 |
| 7 和 解 の 要 旨 | 相手方の被害額 462,750 円のうち、全額を市が負担する。 |
| 8 損 害 賠 償 額 | 462,750 円 |

報告第 3 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成24年2月16日報告

流山市長 井崎 義治

報告理由 公用車における物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定
について専決処分したので、報告するためである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

平成23年12月22日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|-------------------------------------|
| 1 | 事 故 名 | 公用車が相手方の井戸水の引き上げ用のパイプに接触したことによる物損事故 |
| 2 | 事故発生月日 | 平成23年10月6日 |
| 3 | 事故発生場所 | 流山市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 |
| 4 | 事故の相手方 | 流山市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 平成23年12月22日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手の損害額78,487円のうち、全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 78,487円 |

報告第 4 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成24年2月16日報告

流山市長 井崎 義治

報告理由 公用車（市が賃借している自動車）による物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

平成24年1月25日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 事 故 名 | 公用車（市が賃借している自動車）を後進させたところ市立博物館の公用車駐車場にある柱に衝突したことによる物損事故 |
| 2 | 事故発生年月日 | 平成23年8月5日 |
| 3 | 事故発生場所 | 流山市加一丁目1225番6地先
流山市立博物館公用車駐車場 |
| 4 | 事故の相手方 | 所有者 東京都港区芝浦一丁目2番1号
日本カーソリューションズ株式会社 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 平成24年1月25日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額216,331円のうち、全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 216,331円 |